

## 所得税法の寡婦控除規定の改正を求める意見書

寡婦控除は、配偶者との死別や離婚ののち子どもを養育しているなどのひとり親世帯に対し、所得税及び住民税の算出において一定の所得控除が受けられる税制優遇制度であるが、婚姻歴のない非婚のひとり親世帯には適用されていない。

そのため、婚姻歴のない母子世帯は、寡婦控除が適用される同じ収入の母子世帯と比較して、所得税、住民税の額に大きな差があり、税以外にも保育料、公営住宅家賃、就学援助、年金免除規定などで多大な負担を強いられており、その負担差は、年収 200 万円の世帯で 20 万円から 30 万円にも上る。

近年、パートナーからの暴力や経済的問題などさまざまな理由から、未婚で子どもを産み育てている母子世帯が増えている。2011 年度厚生労働省「全国母子世帯等調査」によれば、離婚 80.8%、非婚 7.8%、死別 7.5%と非婚は死別を上回っており、年々増加している。

また、日本の母子世帯の就業率は 80%を超えているにも関わらず、貧困率 54.6%と悪化をたどっている。年間就労収入は母子世帯全体で 181 万円、死別が 256 万円、離婚が 176 万円であるのに対し、非婚は 160 万円と極めて低い上に、重い税負担等を課せられている。

このようなことから、婚姻歴のない母子世帯に対して、独自に寡婦控除の「みなし適用」を行う自治体も増えてきているが、居住する自治体によって提供される行政サービスに相違が生じることは、昨年成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の目的である「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備する」ことにそぐわない状況にある。

よって、本町議会はすべての子ども達の育ちが保障されるよう、法整備をすすめると同時に、早急に所得税法を改正し、暮らし向きが極めて厳しい婚姻歴のない非婚のひとり親世帯にも寡婦控除を適用するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

2015 年（平成 27 年）3 月 26 日

沖縄県西原町議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣